

2026 年 8 月 26 日
(電子提供措置の開始日 2026 年 8 月 25 日)

株主各位

新潟県上越市大字上名柄 340 番地 1
株 式 会 社 サ ト ウ 産 業
代 表 取 締 役 佐 藤 明 郎

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、電子提供措置事項を以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sato-san.jp/ir/list.php>

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2026 年 9 月 15 日（火曜日）午後 5 時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026 年 9 月 16 日（水曜日） 午後 2 時

2. 場 所 新潟県上越市大字上名柄 340 番地 1

当社本社第一会議室

3. 目的事項

決議事項

議 案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

書面により議決権を行使された議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件

(1) 変更理由

株式の譲渡制限の設定、株主総会資料の電子提供措置の廃止等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第4条 (省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、 <u>官報に掲載するもの</u> とする。
第6条 (省略)	第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
(新 設)	(株式の譲渡制限) 第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、 <u>取締役会の承認を受けなければならない。</u>
(新 設)	(相続人等に対する売渡しの請求) 第8条 当会社は、 <u>当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。</u>

現行定款	変更案
第8条～第9条 （省略） <u>（株主名簿管理人）</u> 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第11条～第14条 （省略） <u>（株主総会参考書類等の電子提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供処置をとるものとする。 <u>（書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定）</u> 第16条 当社は、前条の処置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第17条～第37条 （省略）	第9条～第10条 （現行どおり） （削 除） 第11条～第14条 （現行どおり） （削 除） （削 除） 第15条～第35条 （現行どおり）

株式譲渡制限規定設定の定款変更に関するご通知

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたのでご通知いたします。

なお、効力発生日は 2026 年 9 月 16 日といたします。

以 上